

令和7年度  
議会運営委員会  
行政調査報告書

## 議会運営委員会 行政調査報告書

### 1. 日程及び調査先

日 程：令和7年12月22日（月）～23日（火）  
調査先：福島県二本松市議会、福島県伊達市議会

### 2. 調査事項

- (1) 12月22日（月）午後2時～3時45分 二本松市議会  
「議会基本条例の検証について」  
「議員定数等の見直しに向けた取り組み状況について」
- (2) 12月23日（火）午前10時～11時30分 伊達市議会  
「通年議会について」

### 3. 参加者

委員長 星川 薫          副委員長 畑中 和恵  
委員 青野 隆一、 伊藤 浩、 菅藤 昌己

### 4. 報 告

《委員長 星川 薫》

はじめに、議会運営委員会行政調査を実施するにあたり何を目的とし、何を学ぶべきかを考慮した結果、令和5年6月に施行した尾花沢市議会基本条例の目的の達成状況についての検証、議員定数の検討、通年議会の検討など、継続的な議会改革に取り組むため先進地視察を行うこととした。

#### (1) 二本松市議会

##### 【議会基本条例の検証について】

##### ①議会基本条例の検証について（これまでの経過など）

二本松市議会基本条例は平成30年4月に施行され、令和5年12月に1回目の検証を議長に検証結果を報告し、令和6年3月定例会にて完了報告がなされ公表に至っている。

##### 二本松市議会基本条例

第21条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

解 説 議会は、議会基本条例について検証を行い、必要に応じ改正を行うなど、適切な対応措置を講じることを規定しています。

## ②検証サイクルについて

任期中1回、評価・検証を行い、その際の検証機関は議会運営委員会で担い、検証サイクル・検証方法等を規定した要項を制定し、定期的を実施する。

## ③評価基準の設定について

検証方法については、他議会の達成状況評価も参考に検討したが、議員研修会（青森大学、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員の佐藤淳教授を招く）で実施した際の評価シート「議会基本条例達成状況検証シート」を基本し、5段階評価を議員全員にしてもらい、最終評価を議会改革調査特別委員会が行う。

評価点の設定は下記のとおり

- 5点：全くのの通りにできている
- 4点：ややその通りできている
- 3点：どちらともいえない
- 2点：ややその通りできていない
- 1点：全くその通りできていない
- ：評価対象外

以上が議会基本条例の検証についてであるが、評価設定もわかりやすく、本市において実施するに良い参考になると確信した次第である。

## 【議員定数等の見直しに向けた取り組み状況について】

### ①特別委員会設置から協議、委員長報告に至るまでの経過について

令和4年12月に設置され、令和6年6年調査を終了した議会改革調査特別委員会の調査報告において、議員定数及び議員のなり手不足対策については、「別途、新たな委員会を設置し検討すること」としていたため、令和6年9月定例会において議員定数等調査特別委員会が議員提出議案により設置され、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ調査を実施。

特別委員会を計10回開催し、これまでの議員定数と住民基本台帳の人口の推移や類似団体の議員定数及び議員報酬、アンケート調査・実施方法、議員の

なり手不足対策検討など調査を行い、令和7年8月に調査報告書を作成され委員長報告に至る。

## ②市民アンケート実施方法について（苦慮された点など）

18歳以上の市民1,000人にアンケート用紙を郵送。平成17年市町合併前の4地域の人口割を考慮し、住民基本台帳からランダムに抽出。また、市ウェブサイトやQRコードを掲載したチラシを作成し広くアンケートへの協力を呼びかけ678件の回答を得た。

苦慮した点としては、設問項目が多いと、調査に協力したくなくなると思い調査項目を減らす作業や、委員の中でも、定数削減に賛否が分かれていたため、質問項目の言い回し等を調整するのに時間を要したこと、紙での回答いただいたものは、全て事務局職員がウェブサイト回答フォームに入力したこと、集計するにあたり、重複している任意記載欄の削除等に時間を要した事である。

以上が議員定数見直しに向けた取り組み状況についてであるが、本市では任意の定数・報酬部会や議会改革推進委員会で協議し議会改革を進めているが、正式に特別委員会を設置し、調査検討を行い市民に報告する義務があると痛感した次第である。

## （2）伊達市議会

### 【通年議会について】

#### ①導入経過について

- 平成27年7月8日 議会議員定数等議会改革特別委員会で宮城県登米市へ議会改革・活性化を視察項目として訪問し、通年議会の説明を受ける。
- 令和元年8月21日 全員協議会の中で当時の議長から常任委員会の活性化も含め、通年議会の導入について、議会運営委員会に提案したい旨、申し出がある。
- 令和元年8月29日 議会運営委員会の中で当時の議長から通年議会の導入の検討について、提案される。

・市民との意見交換する場である「議会報告会」実施した結果、市への要望、議会で取り組むものなどを検討が必要となる。その検討の場として、各常任委員会が主体的に政策立案や市に対する提言・要望等を休会中であっても行えるよう、常任委員会の活性化を目的に通年議会導入を検討すべきと提案 ⇒**検討開始**

※伊達市では定例会のみ常任委員会を開催

※本市は月1回以上の各常任委員会において所管事務調査を実施

- 令和2年2月13日 通年議会を導入している東京都荒川区議会へ行政視察研修
- 令和2年10月24日 会派代表者会で検討（内容、メリット・デメリット等）
- 令和2年11月4日～5日 通年議会を導入している岩手県久慈市議会（4日）、岩手県滝沢市議会、岩手県紫波町議会（5日）に議会運営委員会が行政視察研修
- 令和2年12月12日 議会運営委員会で導入スケジュール等を協議
- 令和2年12月24日 議会運営委員会で定例会の回数を定める条例や定例会の招集時期に関する規則の改正内容について協議
- 令和3年1月15日 会派代表者会議で議運検討結果に共有、課題等の協議
- 令和3年1月15日 議会全員協議会で議運の検討結果、会派代表者会議の意見等を共有
- 令和3年1月15日 市に対し、通年議会導入にかかる「市議会の会期の改正」の協議書を通知
- 令和3年1月9日 議会全員協議会で条例・要綱等の改正内容を協議
- 令和3年2月18日 議会全員協議会で条例・要綱等の改正内容を協議
- 令和3年2月22日 議会全員協議会で「市長の専決事項の指定」の改正内容を協議
- 令和3年3月5日 議会全員協議会で導入にかかる議案の一部改正内容を協議
- 令和3年3月12日 市に対し、「市議会の通年議会導入」を通知
- 令和3年3月16日 本会議開会前の議会全員協議会で導入にかかる条例改正を議員発議で行うことから、経過・内容の説明・共有
- 令和3年4月22日 議会全員協議会で議会通年議会に関する要綱について協議
- 令和3年5月1日 通年議会の運用開始（条例等の施行）

## ②具体的な内容や年間の流れについて

伊達市議会では通年議会を導入するにあたり、定例会として年1回招集するが休会し、議長が従来の定例会の日程と同様に再開することができ、議会議事日程が大きく変わることがないことから「定例会方式」を採用。会期の始期と終期は、「議員任期」に合わせることで決定。

### ○条例、規則、要綱等の改正

- ・ **伊達市議会基本条例**の一部改正…年間を通じた議会運営のため、定例会の会期を通年とすること、必要事項を別に定めることを追加
- ・ **伊達市議会定例会の回数を定める条例**の一部改正…定例会の回数を「4回」から「1回」に変更
- ・ 伊達市議会定例会の招集時期に関する規則の一部改正…「定例会は毎年3月、6月、9月、12月に招集する」から「定例会は5月に招集する」へ変更（執行部改正対応）
- ・ **伊達市議会会議規則**の一部を改正…「会期」を「会議期間」へ変更
- ・ **市長の専決事項の指定について**…和解の額を「50万円」を「100万円」へ変更
- ・ 伊達市議会通年議会に関する要綱…新たに策定
- ・ 伊達市議会運営基準の一部改正…条例等の改正に伴い、変更となった項目の表示

※赤字の条例等は、議員発議により提出し、本会議で可決。

### ③メリット・デメリットについて

#### メリット

- ・ 議長権限により、**本会議をいつでも開催（再開）**することができる。
- ・ 首町の**専決処分が減少**する。
- ・ 災害時等の**突発的な案件に対応**することができる。
- ・ **委員会がいつでも開催可能となるため所管事務調査や政策立案など、委員会の活性化、主体性が図れる。令和5年度から所管事務調査を開始。**
- ・ **執行部が必要に応じて議案を提出**でき、**迅速に審査**することができる。
- ・ 従来の定例会と同じ議事日程で定例会議（本会議）や委員会審査を開催実施しているため、議員、執行部、市民（傍聴者）も戸惑うこともなかった。

#### デメリット

- ・ 会期が通年であることから、本会議や委員会、関連する会議が急に開催されるため、議員活動の予定変更が生じる場合がある。  
**【対応】遅くとも7日前までに周知や事前案内をする。**
- ・ 臨時案件が増えると執行部を拘束する時間が増加することから、行政事務、

市民サービスの低下が危惧される。

**【対応】** 会派個別に行っていた議案調査合同で開催するなど、効率化を図る。

- ・ 本会議、委員会等の開催増加による経費の増加（費用弁償や会議記録調整委託料）

**【対応】** 効率的な会議開催を図る。

- ・ 専決処分がなくなることにより、災害が発生した際、議会審議の対応に時間をとられることにより、現場対応の遅れが危惧される。

**【対応】** 災害における応急経費は予備費の執行を認め、本復旧等は本会議で審査するなど、対応の遅れが発生しないように考慮。

以上が通年議会に関する行政調査である。流れを掴むには良き視察であったし、本市議会の行っていることは通年議会そのものだと確信した次第である。これからどの段階で通年議会にするかを全議員で検討しなければならないと感じた。

最後に、年末の多忙の中、視察を受け入れて下さった二本松市議会様、伊達市議会様には、貴重なお時間をいただき勉強させていただいたこと。また、意見交換が出来たことに深く感謝申しあげご報告とします。

《副委員長 畑 中 和 恵》

**(1) 二本松市議会**

基本条例の検証を本市議会でこれから実施するために、二本松市議会のように特別委員会を設置することが望ましいと感じた。合わせて検証シートの作成なども有識者を招き、研修会の開催も有効と考える。議員定数の削減の経過を見ても大変な思いをされていた。また「なり手不足」対策として、これから女性議会などを開催し「開かれた議会」を目指すとお聴きし、本市議会においても重要なことだと思った。二本松市議会を参考に議員定数削減も実現したい。

**(2) 伊達市議会**

通年議会は本市議会でも導入すべきである。常任委員会の所管事務調査も、本市議会ではすでに行われていることであるし、議員活動の透明化においても有効だと考える。災害が発生した際に、市民生活を守る上で迅速に対応することが可能になる。まだ山形県内では導入事例の少ない通年議会ではあるが、立法機能と監視機能を十分に発揮するためにも通年議会を導入したいと思う。デメリットもあるが、伊達市議会で学んだ対応で解消し、議会の活性化・市民負託に存分に答えることができる議会運営を目指したい。

《委員 青野 隆一》

### (1) 二本松市議会

テーマ【議会基本条例の検証について】

令和5年2月 議会基本条例の評価・検証を議会改革調査特別委員会で令和6年3月公表を目途にスタート。

令和5年5月 青森大学（早稲田大学マニフェスト研究員）佐藤淳教授を招き議員研修会

“議会基本条例の原点に立ち戻ろう”をテーマに議員一人一人が評価シートに記入し基本条例の評価も行った。（平成30年4月制定後初めて）各議員が検証し、その結果を基に委員会で検証・評価をしていく方法とする。

令和5年6月 定例会で条文全部の評価シートを全議員に配布。各議員の評価を集計し、委員会で議論を重ねて結果を取りまとめた。

令和5年12月 二本松市議会基本条例検証結果報告書を議長に提出

#### 【検証サイクルについて】

任期中1回、評価・検証を行い、検証は議会運営委員会で担い、検証サイクルや検証方法などを規定した要綱を制定し、定期的を実施する。

#### 【評価基準の設定について】

議員研修会で実施した評価シートを基本とし、5：全くその通りできている 4：ややその通りできている 3：どちらともいえない 2：ややその通りできていない 1：全くその通りできていない のほか -：評価対象外を追加した。できていないところは、どのようにしたら達成できるか、あわせて条文改正の必要性の有無も検討することとした。

#### 【考察】

二本松市議会と同様に、基本条例について講師を招いて学習した上で、議員一人一人が評価を行い、条例検証部会で結果を取りまとめる方式で任期中の早い時期に実施すべきと考える。

### (2) 伊達市議会

テーマ【通年議会導入について】

#### 【経過】

令和2年12月 議会運営委員会で導入スケジュール等を協議

議会運営委員会で条例や規則の改正内容について協議

令和3年1月 市に対し通年議会導入に係る「市議会の会期の改正」の協議書を通知

令和3年3月 市に対し「市議会の通年議会導入」を通知

令和3年5月 通年議会の運用開始（条例等の施行）

【目的】

常任委員会の活動期間が短く、議会側からの政策提言や条例の提案が難しい。また、議会の招集開催する権限は市長が有し、原則として議長が議会を開くことはできないとされているため、この二つの課題を解消するとともに、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能や監視機能を十分に発揮することを達成するために、議会が会期にとらわれず年間を通じて活動できる通年議会を導入した。

【検討事項】

- ・「定例会方式」は、定例会を年1回招集するが休会し、議長が従来の定例会の日程と同様に再開することができ、議会議事日程が大きく変わることがないことから「定例会方式」を採用した。
- ・会期の始期と終期については、「議員任期」（任期初日から翌年その日の前日まで）に合わせることに決定した。へ
- ・「定例会は毎年3月、6月、9月、12月に召集する」から「定例会は毎年5月に召集する」に変更
- ・「会期」を「会議期間」に変更
- ・市長の専決事項の指定について、和解の額を「50万円」から「100万円」に変更

【通年議会のメリットとデメリット】

尾花沢市議会にとってのメリットはあるが、デメリットはないと思われる。本県では酒田市議会に次ぐ通年議会の6月議会上程に向けて即座に検討すべきと考える。

《委員 伊藤 浩》

**(1) 二本松市議会**

・議会改革調査特別委員会を設置して、議会基本条例の評価と検証を行っている。この前段として、外部講師による研修会を実施し、議会基本条例のありかたについての講義を受けているが、スキルアップの手段として良い方法ではないかと思った。ただ、話を聞いていて評価基準が少し甘い点があるのではないかと感じた。議員ひとりひとりの判断だけで無く、評価基準を設けるべきではないかと思った。

・1市3町による合併を経て17年間で30名の定数を20名まで削減している。経過的には、令和4年12月に各会派の代表8名による特別委員会が設置されており、更に市民アンケートの結果と付託された項目について協議が重ねられていた。当市でも今後同じ様なステップで進める事になるかと思うが、「議会の本来あるべき姿」の基本を忘れないで進める事が大事だと思う。二本松市議会の直近3回の選挙が定数+1名の選挙になっている事に市民の皆さんの気概を感じた。

**(2) 伊達市議会**

初めて通年議会についての具体的な話を伺ったが、結果的には当市の議会運営の内容と大きく変わる内容では無かった。当市では、常任委員会の所管事務調査が、議会開催期間外でも行われているためであり、変則的な通年議会と言えるのではないかと思った。ただ伊達市議会さんで通年議会を導入した結果、専決処分件数の回数が皆無に近い状態になっている事には感銘した。

やはり市民の代表として議員となった以上は、すべての議案について審議する事が議会の基本でないのかと強く感じた。当市でも早期の導入を目指して進めるべきと考える。

《委員 菅 藤 昌 己》

### (1) 二本松市議会

二本松市議会では、議員定数等の見直しに向けた取り組み状況と二本松市議会基本条例検証結果報告について、大きく2項目について研修を受けた。

まず、議員定数等の見直しについては、令和4年12月に特別委員会を設置し、10回開催し協議した。そして、令和7年8月に、委員長から議長への調査報告書を提出した。同年9月に定数22から20(2名減)を決定。その間、アンケートを1,000人に通知し、678件(紙259人、ウェブ419人)の回答があり、関心の高さもあり目標を上回ったとのこと。アンケートは、簡素に、そして、質問項目を減らす作業が大変であった。

本市においても、議員定数の見直しを図るうえで、特別委員会を設置し、丁寧に協議することが重要であると感じた。

2点目の基本条例検証結果報告についてですが、令和5年5月の議会改革調査特別委員会を令和6年3月まで、1年かけて、検証結果を実施し報告した。検証内容は、基本条例の前文からはじまり、各条文21条すべてにおいて議員全員が評価検証した。検証作業は、当特別委員会において9回の検証を実施し、議員全員協議会にもはかり、議長への報告書を提出した。評価区分は、1から5まであり、そのほかに評価対象外を設けており、これも妥当な評価方法であると感じた。評価結果については、評価5の全くそのとおりできているや、4のややその通りできているなどの高い評価が、多いように感じた。また、条文の修正の必要性がある箇所もあった。

本市においても、基本条例を検証して、条文のとおり議会が活動しているかを日々問いながら実践することの大切さを実感した。

条例検証結果報告のやり方については、ほぼ、二本松市と同様に作業をやっているのではないかと思えるほど、良くできていると感じた。

### (2) 伊達市議会

令和元年に議長より通年議会の導入の検討について提案がされた。その理由として、「議会報告会」を実施した結果、市への要望、議会で行き詰るものなどの検討が必要となる。その検討の場として、各常任委員会が主体的に政策立案や新に対する提案、要望等を休会中であっても、行えるよう、常任委員会の活性化を目的に通年議会を導入検討した。

通年議会については、伊達市議会の説明を受けるまでは、少し、不安と躊躇していたが、尾花沢市でおこなっていること内容的には、ほぼ同じであり、条例や規則等の変更を行えば、スムーズに行えることが理解できた。会期は、通年(1年間)とし、閉会がない。必要に応じて、本会議、委員会を開けるよう

にするものである。

メリットについては、

①首長の専決処分が激減する。②災害時の突発的な案件に対応しやすい。③委員会がいつでも開催可能である。(尾花沢市も現在可能)④執行部が必要に応じて議案が提出でき、迅速に審査が可能である。⑤従来 of 定例会と議事日程で定例会議を開催するため、議員、執行部、傍聴者も戸惑わない。

デメリットとしては、

①本会議や委員会の関連する会議が急に開催されることがある。②執行部を拘束する時間が増加する。③専決処分がなくなることから、災害発生した際、議会審議の対応に時間が取られ、現場対応の遅れが危惧される。

やはり、立法機能と監視機能を十分に発揮し年間を通しての活動ができ、本市においても議会改革の一環としてや定数等の見直しを図るタイミングとしても早急に行うべきであると思う。

伊達市の議会各常任委員会の特徴として、年間のテーマを設けていることでした。3 常任委員会がそれぞれ、テーマを設けて、年度末に、市に対して政策提言を行っている。これは、尾花沢市においても2 常任委員会が、年間テーマを設けて常任委員会の活性化を図るが必要だと強く感じた。